

袖看板の道路占用料について

● 看板の面積

面積は、道路占用部分の看板の表示面積によって計算します。
また通常、看板は表裏の2面ありますが、2面のうち1面は半分の大きさで計算します。(1m²未満切り上げ)

表示面積は
出幅(道路に突き出ている部分の看板の幅) × 延長(看板の長さ)
× 1.5(2面のうち1面は半分の大きさで計算します)

● 占用料(1m²当たり・年額)

令和7年4月1日改定

看板の表示面積	2.0 m ² 未満	2.0 m ² ～2.5 m ² 未満	2.5 m ² 以上
占 用 料 (1m ² 当たり・年額)	全額免除 0円	8, 200円	16, 400円

占用料計算例

[出幅:0.6m × 延長:2.5m]の両面の場合
 $0.6 \times 2.5 \times 1.5 = 2.25 \text{ m}^2$ (2.5 m²未満により、占用料単価は 8,200 円/m²)
⇒ 3 m² (1 m²未満切り上げ)

よって、占用料は @ 8, 200 × 3 m² = 24, 600 円 です

品川区防災まちづくり部土木管理課占用係
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
TEL 03-5742-6785
FAX 03-5742-6887

袖看板の許可基準について

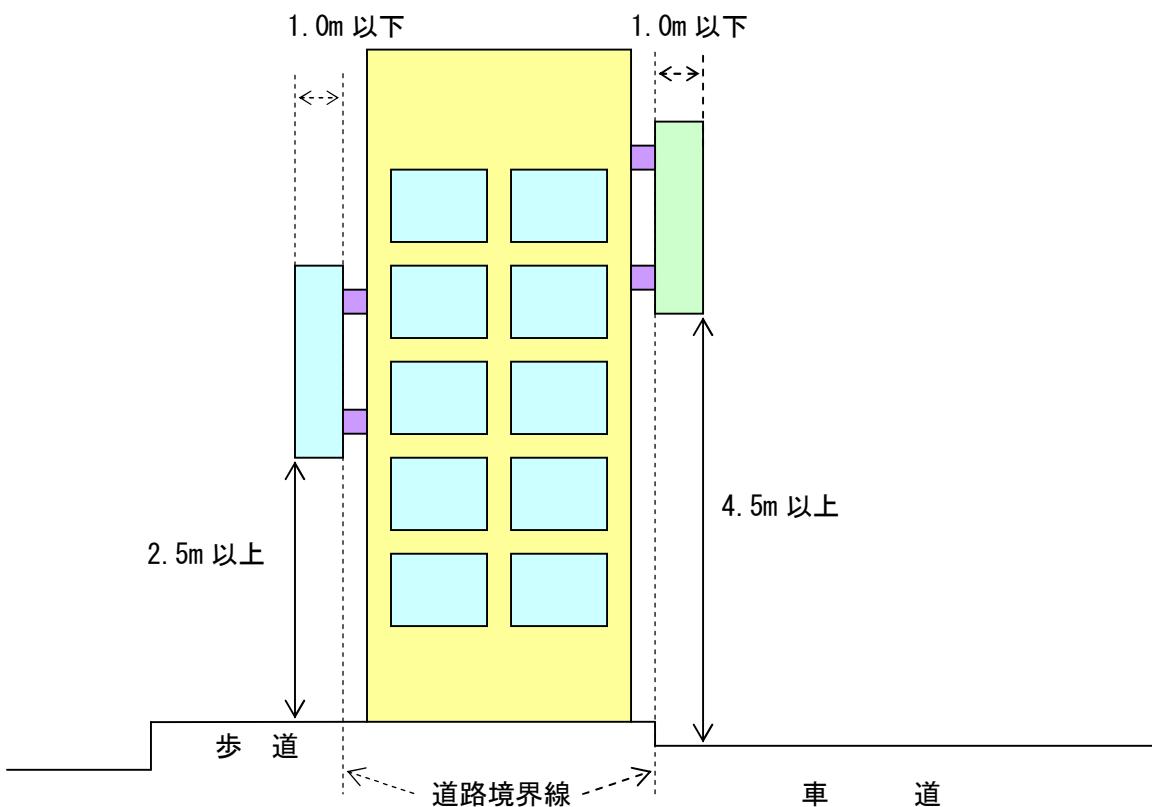
● 歩道では

路面からの高さが 2.5m 以上あり、出幅は道路境界から 1.0m 以下です。

※高さ:路面から看板の下端までの距離

● 車道では

車との衝突を避けるため、路面から高さが 4.5m 以上あり、出幅は道路境界から 1.0m 以下です。



品川区防災まちづくり部土木管理課占用係
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
TEL 03-5742-6785
FAX 03-5742-6887